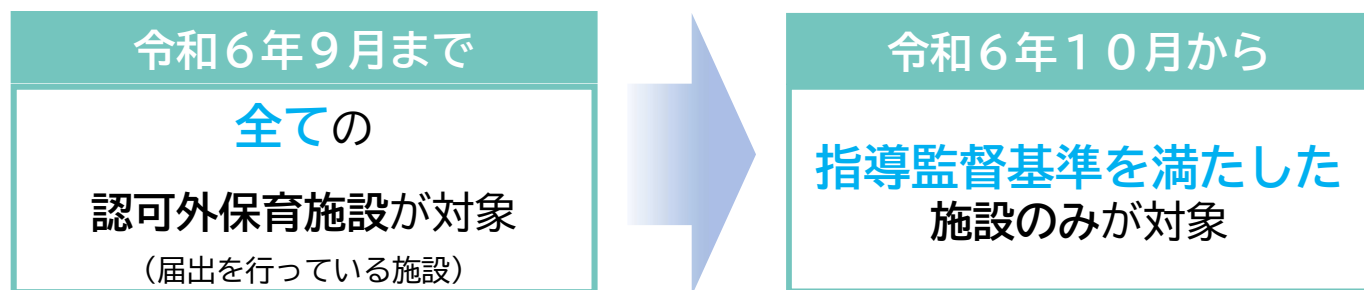


令和6年10月1日から 指導監督基準を満たさない認可外保育施設は、 保育の無償化の対象外になります。

幼児教育・保育無償化の対象となる認可外保育施設は、国が定めた基準（認可外保育施設指導監督基準）を満たすとともに、市から無償化対象施設として「確認」を受ける必要があります。

ただし、無償化制度の開始から5年間（令和元年10月1日から令和6年9月30日まで）は、経過措置として、原則、基準を満たしていない施設についても「確認」を受けていれば、無償化の対象としています。

経過措置の終了に伴い、基準を満たしていない認可外保育施設（指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けていない施設）を利用している場合、**令和6年10月1日からは保育の無償化の対象外となります**のでご注意ください。



注1 3歳から5歳までのこどもは**月額3.7万円**まで、
0歳から2歳までの住民税非課税世帯のこどもは**月額4.2万円**まで
の利用料が無償化されます。

注2 無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

千葉県内の対象施設については、千葉県ホームページをご確認ください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kosodate/hoikusho/jouhou/ninkagai/>



施設等利用費のご請求などについては、君津市ホームページをご確認ください。

◆幼児教育・保育の無償化

<https://www.city.kimitsu.lg.jp/site/kosodate/22173.html>



◆認可外保育施設等に係る施設等利用費請求のご案内

<https://www.city.kimitsu.lg.jp/site/kosodate/25635.html>

